

インターネット、専用回線 サービス 利用規約

第1章 総則

第1条 (概要)

本規約は株式会社スホ（以下「当社」といいます。）が提供するインターネット、専用回線サービス（以下「サービス」といいます。）の利用条件及び手続きに必要な事項を規定します。

第2条 (規約の効力及び変更)

- ① 本規約は、電気通信事業法の規定により制定されたものであり、顧客に公示することにより効力を発生します。
- ② 本規約は、顧客が当社にサービス利用を申請した日からサービスが終了した後、精算が完了するまで当社と顧客の間で効力があります。
- ③ 当社は合理的な事由が発生した場合、本規約を変更することができ、規約が変更された場合は、遅滞なくこれを公示します。但し、料金などお客様の権利または義務に関する重要事項の変更は最低7日前に公示します。

第3条 (規約のお知らせと準則)

- ① 本規約のお知らせ及び変更事項は、当社の指定されたホームページに掲示する方法でお知らせします。（ホームページアドレス：<http://www.suhojapan.com>）
- ② 本規約に明示されていない事項については、関係法令、本約款の趣旨及び同種業界の慣行に従って解釈・適用されます。

第4条 (用語の定義)

- ① 本規約で使用する用語の定義は以下の通りです。
 1. 顧客: サービスの提供を受けるために当社とサービス利用契約を締結し、サービスを利用する個人事業者または法人事業者のことです。
 2. 料金納付者: 顧客が当社に対して負担するサービス料金など規約に基づくすべての債務を顧客と連帯して当社に納入しなければならない義務がある者としてサービス利用顧客を原則とします。ただし、当社が認める場合は、他人を料金納入責任者とすることができます。
 3. IP番号: 顧客の通信網に接続して使用できるIP端末機の数によって決定されるA Class IP番号、B Class IP番号、C Class IP番号のことです。
 4. 固定IP: インターネットに接続するたびに、顧客が新たにIPアドレスを割り当てられずに固定的に使用できるように提供するIP番号のことです。
 5. 流動IP: 固定的に割り当てられず、顧客がインターネットに接続するたびに新たに割り当てられるIP番号のことです。
 6. 利用停止: 顧客の要請または顧客の義務を履行しない時、サービスの提供を一時的に制限することを言います。

7. 職権解約: 当社の職権で顧客のサービス利用を停止させることを言います。
 8. 解約: 当社や顧客がサービス開通後にその利用契約を解約することを言います。
 9. 迷惑メール(SPAM Mail): 迷惑メールとは、受信者の意思とは関係なく送信される営利目的の広告性電子メールのことです。
- ② 第1項に定める用語の定義以外のものは、関係法令等で定めるところによります。

第2章 契約締結

第5条 (利用契約の種類)

- ① サービス利用契約の種類は以下の通りです。
1. 使用目的による区分
 - A. 非常用利用契約: 提供された設備を利用者が内部的にインターネットを使用するためのサービス利用契約
 - B. 再販利用契約: 提供された設備に線条設備を追加し、利用者以外の者にインターネットサービスを提供するためのサービス利用契約
 2. 使用期間による区分
 - A. 定期利用契約: 利用契約期間が1年、2年、3年単位
- ② 当社は、第1項B号の場合、本規約の適用を受けるほか、日本総務省の許可を受けた者に限り、サービスを提供します。
- ③ 利用契約期間は最低1年以上でなければならず、接続回線1回線当たり利用契約を締結します。

第6条 (利用契約の成立)

利用契約は顧客の利用申請に対する当社の利用承諾によって成立されます。

第7条 (利用申請)

- ① サービスの利用を希望する顧客に当社はこの規約の主要内容を告知して、顧客の同意をもらい加入処理をします。
- ② 利用申請のお客様は、次の各号の書類を直接または郵便またはその他の当社が認める方法で当社に提出しなければなりません。
 1. サービス利用申込書(所定様式)
 2. 料金納入責任者の事業者登録証の写し1部

第8条 (利用申請の承諾)

- ① 当社は利用申請顧客に対して業務遂行上または技術上の支障がない場合には、受付順序に従ってサービス利用を承諾します。
- ② 当社は、利用申請を承諾したときは、次の各号の事項を利用申請者に電子メール等の方法で通知します。
 1. サービス開通予定日

2. 料金等に関する事項
3. その他の当社が必要と認める事項

第9条（利用申請の不承諾と制限）

- ① 当社は、次の各号に該当する利用申請については、これを承諾しません。
 1. 他人の名義を使用して申請した場合
 2. 契約書の内容を虚偽記載し、または虚偽の書類を添付して申請した場合
 3. 信用情報の利用と促進に関する法律による信用不良者として登録されている場合
 4. その他の利用申請者の責に帰すべき事由により利用承諾が困難な場合
- ② 当社は、次の各号に該当する場合には、その事由が解消されるまで承諾を延期します。
 1. 回線を設置するにあたり、設備等の新設、改造又は修理が技術上著しく困難なとき
 2. 設置場所が電気通信基本法及び関連法規に定める構内通信線路設備等の設置方法に不適合であるとき
 3. 設置場所が回線を設置し、保守することが極めて困難であり、当社の業務遂行に支障があると認められるとき
 4. 専用回線を介して接続する端末機器が電気通信設備基準に適合しないと認められるとき
 5. サービスを提供するために必要な設備がなく、又は既に設置された設備に余裕がないとき
 6. 料金を滞納しているとき
- ③ 当社は、第1項又は第2項の規定により不承諾又は延期する場合には、その理由を申請者に直ちに通知します。

第10条（端末機器の設置）

- ① 利用客側の端末機器(PC、Router、Host、Terminalなど)は利用客が設置しなければなりません。回線終端装置(DSU、ONUなど)はサービス開通日に当社が設置します。ただし、利用客から請求があったときは、利用客が費用を負担する条件で当社が端末機器(ただし、Routerに限ります)を提供することができます。
- ② 第1項の規定により設置する端末機器などが専用回線を通じて接続しようとする場合には、電気通信設備技術基準に適合しなければなりません。
- ③ 利用客はサービス利用のために回線終端装置及び端末機器などの装備を使用する場合、該当装備に中断のない電源供給のために無停電電源供給装置(UPS)を使用することを推奨し、落雷や過電圧防止のために通信接地と電気接地の設置を推奨します。

第11条(装備の賃貸)

- ① 装備賃貸を希望するお客様は、当社の利用申込書の賃貸装備欄を記載することで、当社と装備賃貸契約が成立します。
- ② 顧客は、リースされた機器を初期状態に管理する義務を持ち、紛失または破損した場合は、リースされた機器を初期状態に復旧する責任を負います。

- ③ 顧客は、賃貸された装備を装備賃貸契約期間満了またはサービス解約申請直後に当社に返却しなければ、サービス解約が行われません。
- ④ 賃貸設備の所有権は当社にあり、これを任意に転貸および販売することはできません。

第12条 (サービスの開通)

- ① 当社は第8条(利用申請の承諾)第2章、第1号のサービス開通予定日にサービスを開通します。この場合当社は開通予定日の前までに設置を完了し、端末機器相互間の安全性、信頼性及び互換性を確保しなければなりません。
- ② 当社は業務上または技術上、特別な指定がない場合には請約書受付後120日以内にサービスを開通します。ただし、申請者が当初開通希望日を指定して申請した場合で、その指定日に開通が可能なときは、その日を開通日として承諾します。
- ③ 申請者の都合により既に指定された開通予定日を延期しようとする場合、当初開通予定日の30日前までに当社に申請しなければなりません。
- ④ 当社は第2項の規定により、請約書受付後30日以内、または開通希望日に開通できなかった場合には、直ちにその理由と開通日を再度定め、これを申請者に電子メール、有線で通知します。
- ⑤ 当社は第2項の規定にもかかわらず、顧客と電話局間の距離、当社を除く他の基幹通信事業者の装備不足など当社の責任ではない事由により開通が遅れた場合、再開統一は開通日から60日を超えることがあり、当社は関連事実を顧客に有線で通知します。
- ⑥ IPアドレスに関するすべての事項はJPNICの規約を遵守し、固定IP番号を使用しようとする個人情報または利用機関の管理者情報はインターネットアドレス管理機関WHOISサービスに最小の範囲内で提供されることがあります。

第3章 維持保守

第13条 (端末機器等の維持保守)

顧客は顧客側の構内通信線路設備及び回線に接続する端末機器等が、情報通信部令が定める技術基準に適合するように設置及び維持、補修しなければなりません。

第14条 (故障の届出及び処理)

- ① 顧客は回線が使用できなくなった時、利用顧客側の設備に障害がないことを確認した後、当社または指定されたメンテナンス業者に故障申告をしなければなりません
- ② 当社は第1項の規定による故障申告を受け、これを処理した場合には、その結果を顧客に通知します。

第4章 サービス提供および提供

第15条 当社の義務

- ① 当社は特別な事情がない限り、顧客が申請したサービス開通希望日にサービスを利用できるようにします。

- ② 当社は第18条(利用の制限)及び第17条(サービス利用時間)の規定で定めた事由以外には、本規約で定めたことにより、継続的かつ安定的にサービスを提供する義務があります。
- ③ 当社はサービス提供のための設備に障害が発生またはその設備が忘失したときは、これできるだけ迅速に修理または復旧します。ただし、天災地変、非常事態またはその他やむを得ない場合は、そのサービスを一時中断または中止することができます。
- ④ 当社はサービス提供と関連して取得した顧客の情報を本人の事前承諾なしに他人に漏洩または配布することはできず、商業目的としても使用することはできません。ただし、関係法令による捜査上の目的で関係機関から要求された場合や情報通信倫理委員会の要請がある場合、または当社が定めた期間中に利用料金を滞納し、顧客の同意を得て信用情報事業者または信用情報集中機関に提供する場合は、この限りはありません

第16条 (顧客の義務)

- ① 顧客はサービス利用に対する対価として、本規約で定めた料金等を料金納入責任者と連帯して納入する義務があります。
- ② 顧客はネットワーク環境を通じたウイルスプログラムまたは外部からの不法侵入から顧客の設備および情報を保護しなければなりません。
- ③ 顧客は当社が設置した設備でその構内にあるものを善良な管理者の注意を尽くして利用しなければなりません。
- ④ 顧客は当社の承諾を得ないで設備を移動、撤去、変更、分解、その設備に他の線条機器を連結してはなりません。ただし、天災、地変その他非常事態に処し、その設備の保護に必要な場合は、そうではありません。
- ⑤ 顧客は、設備及び当社から提供された機器を忘失または毀損し、または障害をもたらしたときは、その補充、修繕またはその他の工事にかかる費用を負担しなければなりません。
- ⑥ 顧客は公共の安寧秩序または美風良俗を害する次の各号の通信をしてはなりません。
1. 犯罪行為を目的とし、又は犯罪行為を教唆する内容
 2. 反国家的行為の遂行を目的とする内容
 3. 善良な風俗その他の社会秩序を害する内容
- ⑦ 顧客は、本規約及び電気通信関連法令を遵守しなければならず、その他の当社の業務遂行に著しい支障をきたす行為をしてはなりません。

第17条 (サービス利用時間)

サービス利用は当社の業務上または技術上特別な支障のない限り年中無休、1日24時間とし、ただし、定期点検などの必要により当社が定めて公示した場合は、そうではありません。

第5章 利用の制限

第18条 (利用の制限)

- ① 当社は日本国家非常事態、サービス設備の障害またはサービス利用の暴走などでサービス利用に支障があるときは、サービスの全部または一部を制限または停止することができます

す。

② 利用顧客は当社と第5条第1項の規定による再販売利用契約をしない限り、サービスを利用して営業活動を行うことはできません。

③ 当社は利用顧客のサービス利用内容が次の各号に該当する場合、サービス利用を制限することができます。

1. 第16条の規定による利用顧客の義務を履行しない場合
2. 当社の承諾を得ないで設備を移動、撤去、変更、分解し、又はその設備に他の線条機器を連結した場合
3. 他の利用顧客または第三者の知的財産権を侵害する場合
4. サービスに危害を加えたり、サービスの健全な利用を阻害する場合
5. 他人の名義を利用して申請した場合、申請書の内容を虚偽で記載したり、虚偽の書類を添付してサービス利用承諾を得た場合
6. 料金滞納が30日以上続いた場合

④ 当社がサービスの利用を制限しようとするときは、その理由及び期間などを明示し、利用制限の30日前までに顧客またはその代理人に通知します。但し、お客様の責に帰すべき事由により通知できない場合は例外とし、また、お客様の犯罪行為などにこのサービスを利用する場合、当社は事前通知なしにサービスを制限することができます。

第6章 契約の変更及び解約

第19条 (契約事項の変更)

① 顧客は利用契約事項、中次の各号に該当する事項を変更しようとする場合、利用契約変更申請書を当社に提出しなければなりません。

1. 顧客及び料金納入責任者の商号、氏名又は住所の変更
2. 契約種類(接続形態、接続回線、接続回線の速度、利用契約期間、利用目的)の変更
3. 端末機の設置場所変更

② 当社は次の各号に該当する場合、第1項の規定による申請を制限することができます。

1. 設備に余裕がない場合
2. 設置場所及び設置変更場所が電気通信設備の技術基準に関する規則に適合しない場合
3. 利用顧客が料金を滞納した場合

③ 利用顧客は第1項の規定により設置場所を変更しようとするときは、第24条(料金の種類)による設置費を支払わなければなりません。

④ 第1項第2号により利用契約が変更された場合は、新しい利用契約により料金が適用されます。

⑤ 利用契約期間満了前に利用契約を変更し、利用契約期間が短くなった場合には契約満了前に解約をしたものとみなし、契約時間の残り期間分の違約金を付加します。

第20条 (契約の更新)

定期利用契約満了30日前までに新しい締結がなければ、利用顧客または当社の特別な意思表示

示があるまで、以前の利用契約と同じ条件で利用契約期間が延長されるものとみなします。

第21条 (利用者の地位継承)

相続、合併、分割、営業譲受などで利用者の地位継承事由が発生した時は、その事由が発生した日から1ヶ月以内に事業者登録証のコピーと地位継承を立証できる関連書類を添付して当社に申告しなければなりません。

第22条 (利用契約の解除等)

① 申請者がサービス提供開始後に利用契約を解約しようとするときは、解除または解約しようとする日の30日前までに利用契約解除または解約申請書を当社に提出しなければなりません。

② 当社は第1項の規定により解約申請が受け付けられると、利用顧客が要請した解約日からサービス利用を制限します。この場合、利用客は利用が制限された日までの料金を完納しなければなりません。

③ 当社は、次の各号の規定に該当する要件が発生し、利用契約を解除または解約しようとするときは、解除または解約しようとする日の15日前までに、その旨を利用者に通知し、意見陳述する機会を与えなければなりません。ただし、利用者が正当な理由なしにこれに応じなかったり、所在不明などで意見陳述の機会を与えることができない場合は、そうではありません。

1. 他人の名義を使って申請したことが明らかになった場合
2. 契約書の内容を虚偽で作成し、または虚偽の書類を添付した場合
3. 料金滞納が60日以上続いた場合
4. 当社の承諾を得ずに設置された設備をもって商業サービスを行う場合
5. その他の関係法令及び本約款の規定に違反する場合

④ お客様の不注意で変更申告をしなかった場合に発生する諸般の問題に対する責任は利用者にあります。

⑤ 第2項の規定にかかわらず、即時解除等の措置をとる次の各号に該当する重大な違反事由については、通知なく即時解除等の措置をとります。

1. 犯罪的行為に関わる場合
2. 暴力団体と関連している場合
3. その他深刻な違反事由発生時

⑥ 第3項により解除・解約された利用顧客に対しては、帰責事由が解消されるまで加入を制限することができます。

第7章 料金等

第24条 (料金の種類)

① サービス利用と関連して利用者が納入しなければならない料金の種類は次のとおりです。

1. 設置費：サービスの利用承諾または設置場所変更承諾などを受けた場合、1回に限り課金します。
 2. 使用料：サービスを利用する対価で納入サービスを利用する対価として納入する料金で、サービス利用申込書及び見積書に記載されている料金を月単位で納入する料金
 3. 装備賃料：当社から設備を賃貸する場合、月単位で納入する料金
 4. 加算金：サービス利用料金を納期までに納入しなかった場合、滞納した料金に付加される金額
 5. 違約金：サービス利用契約を不履行した場合に課される金額
- ② 当社が提供するサービスの種類に応じた料率及び装備賃料は、顧客と当社間の別途の書面協議によりサービス利用料体系に従うものとします。

第25条（利用料金の算定）

- ① 毎月1日から末日までを1ヶ月の使用料とし、開通日、変更日または解約日が1ヶ月の中途の場合、1月の基本料の当該月日数分の1を1日の基本使用料として使用した日数で料金を計算します。その場合、開通日は使用日数に含まれず、変更日、解約日は使用日数に含まれません。

第26条（料金の払込請求）

- ① 当社は料金の納入請求書を当社が別途に定めた納期日の30日前までに料金納入責任者に届くように発送します。ただし、即納による料金の場合は、そうではありません。
- ② 当社は、第1項の規定による納入請求書が料金納入責任者、または代理人に送達された事実を証明できないときは、料金の滞納に対する加算金の賦課やその他の不利益な決定をしません。ただし、定期的に納入することになっている料金などについては、この限りではありません。
- ③ 当社は未納金を最近の請求月々の料金に合算して納入請求することができます。
- ④ 当社は料金に応じて翌月に合算請求したり、一定額以下の少額料金の場合には累積して請求することができます。
- ⑤ 利用者は利用料金に関して請求書の正確な受領のために住所地や電話番号など身上に関する変更事項を当社に申告しなければなりません。利用者の申告漏れ等により発生した不利益について当社は責任を負いません。

第27条（料金の納付義務）

- ① 料金納入責任者は、料金の納入請求を受けたときは、請求書に記載された期日までに当社が指定する場所にその料金を納入しなければなりません。
- ② 利用者が第18条の規定によりサービス利用停止になった場合、当該期間中の料金を納付しなければなりません。

第28条（滞納料金等の督促）

- ① 当社は、料金等を滞納した利用客には督促状を発して催告します。
- ② 当社は、第1項の規定により催告するときは、督促状を発行するときは、納入期日を再度指定します。

第29条(加算金の付加)

利用顧客が請求書に指定された期日までに料金を納付しないときは、その料金の100分の2に相当する料金を加算金として納付しなければなりません。

第30条(異議の申立て)

- ① 納入請求された料金について異議がある料金納入責任者は、請求日から3ヶ月以内に当社に異議申請をしなければなりません。
- ② 当社は上記第1項による異議申請に対して妥当性の有無を調査し、その結果を異議申請受付後15日以内に料金納付責任者またはその代理人に書面または電話で通知します。
- ③ やむを得ない事由により第2項に定める期間内に異議申請の結果を通知できない場合は、その事由及び再指定処理期間を明示し、これを料金納入責任者又はその代理人に通知します。

第8章 損害賠償等

第31条(損害賠償の範囲)

- ① 当社は当社の責に帰すべき事由により顧客が4時間以上サービスを利用できないことによって発生した損害について、その事実を当社に通報して確認したり、または当社が知った日から計算してサービス利用が可能になった時間までの未利用時間について、最近3ヶ月(3ヶ月未満の場合は該当期間適用)の1日平均料金にサービス提供中止時間を24で割った数を乗じて算出した金額の3倍を契約者と協議して賠償します。この場合、断水が1時間未満の場合は1時間とします。
- ② 当社の責に帰すべき事由により顧客が引き続き4時間未満のサービスを利用できない場合、会社は顧客に第1項により算出された金額の1倍を賠償します。
- ③ 当社は、その損害が次の各号のいずれかに該当する場合には、損害賠償をしません。
 1. 戦時・事変、天災地変またはこれに準ずる日本国家非常事態など不可抗力的な場合
 2. 顧客の故意または過失により発生した場合
 3. 電気通信事業法による会社外の他の基幹通信事業者が提供する電気通信サービスの障害及び設備不足による場合
 4. 電気通信サービスの特性上、やむを得ない事由によりサービス提供が不可能な場合
- ④ 顧客に料金などの滞納があった場合には、会社は返還すべき賠償額からこれを優先控除して賠償します。
- ⑤ 顧客の当社から提供された端末機器及び回線終端装置などを亡失または毀損または障害をもたらした場合、補充、修繕またはその他の工事にかかる費用を負担しなければなりません。

第32条(免責)

- ① 当社は顧客がサービスを利用して期待する損益やサービスを通じて得た情報または資料などによって発行した損益に対して責任を負いません。
- ② 第11条に明示された装備を設置しなかったために発生した損害や帰責事由によるサービス利用の障害に対して責任を負いません。
- ③ 当社は顧客の故意または過失による損害に対して責任を負いません。
- ④ 当社は顧客がサービスに掲示または送信した資料の内容に関して責任を負いません。
- ⑤ 当社の必要に応じて顧客に無料でサービスを提供する期間中は、第31条の損害賠償に対する責任を負いません。
- ⑥ 当社は顧客相互間または顧客と第三者相互間でサービスを媒介として物品取引などをした場合には責任を負いません。
- ⑦ 戦争、暴動、内乱、法令の制定・開閉、天災地変など予測できない不可抗力の事由により正常なサービスを提供できない場合、当社は本規約の諸般義務に対して責任を負いません。
- ⑧ 規約による会社の義務は顧客に限られ、第三者からのいかなる賠償、クレーム等についても当社は責任を負いません。
- ⑨ 当社は他の通信事業者のサービス障害または設備不足により障害が発生した場合には責任を免れます。また、電気通信サービスの特性上、やむを得ない事由がある場合でも損害賠償の責任を負いません。

第33条(管轄裁判所)

- ① 料金などサービス利用で発生した紛争に対して訴訟が提起される場合、日本東京所在地裁判所を管轄裁判所とします。